

平成30年6月26日

国立大学法人奈良教育大学
学長 加藤 久雄 殿

監査報告書

国立大学法人奈良教育大学

監事 佐藤 雄一 ⑩

監事 菅 万希子 ⑩

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表即ち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書並びに事業報告書及び決算報告書について監査を行った結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画等に従い、業務運営の効率化、内部統制システムの整備状況、コンプライアンスの充実、個人情報保護の管理、公的研究費の適切な管理等、ならびに契約書の作成が適正になされているか、国立大学改革強化推進補助金に関する執行状況等を重点監査項目として設定し、役員会・経営協議会・教育研究評議会、その他重要な会議に毎回出席して適切な意見を述べる他、役員（監事を除く、以下同じ）、内部の各部署等からその職務の執行状況を適宜聴取し、監査室と協力しながら領収書、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況、公的研究費の運営・管理状況について監査しました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表等及び附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人奈良教育大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。

- (3) 役員及び教職員の、職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは規定に違反する重要な事実は認められません。
- (4) 内部統制システムは整備されており、運用は適切に行われていると認めます。また、業務は法令等に従って適正に行われています。
- (5) 役職員（学長、理事、副学長、学長補佐（特別を含む）、センター長、各課長）は、ヒアリングの結果として、中期目標の達成に向け、それぞれの役割や課題を的確にもち、効率的・効果的に業務に専心しています。
- (6) 大学改革強化推進補助金、特別経費（プロジェクト分）及び公的研究費の運営・管理並びに入札・契約は適切に行われています。
- (7) 個人情報の管理、情報セキュリティについては、適切に行われています。
- (8) 附属施設については、適切に利用されています。
- (9) 内部監査は適切に行われています。

以上